

広島県訓令第5号

本 庁

官報報告規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

官報報告規程を廃止する訓令

官報報告規程（昭和二十四年広島県訓令第十七号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。